
平成30年大和町議会3月定例会議会議録

平成30年3月15日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（1名）

13番	堀籠英雄君		
-----	-------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	三 浦 伸 博 君	教育総務課長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	千 葉 正 義 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君

事務局出席者

議会事務局長	後 藤 良 春	主 査	本 木 祐 二
参事兼次長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後 3 時 1 1 分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、こんにちは。

先ほどまでの予算特別委員会、大変お疲れさまでございました。

本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番犬飼克子さん及び4番馬場良勝君を指名します。

日程第 2 「委員長報告（平成 3 0 年度各種会計予算の審査結果について）」

議 長 (馬場久雄君)

日程第 2、委員長報告。

本定例会において予算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成30年度各種会計予算が審査されたところであります。

ここで、予算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長堀籠日出子さん。

予算特別委員会委員長 (堀籠日出子君)

報告いたします。

今定例会において、去る 3 月 2 日、本特別委員会に審査を付託されました平成30年度一般会計予算及び10の各種特別会計予算並びに水道事業会計予算については、予算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり決するものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

ただいま予算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、予算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、予算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うことにいたします。

日程第3「議案第27号 平成30年度大和町一般会計予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第3、議案第27号 平成30年度大和町一般会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。

まず、本案に反対する者の発言を許します。11番藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

予算に反対の立場での討論をさせていただきます。

租税の機能の中で、所得の再分配の機能ということで、福祉国家の理念のもとで、持てる者から持たざる者に富の再分配をするという機能があるというふうに言われております。今回の予算の中で、税の集め方、そして使い方といったところで疑問があるということでの討論でございます。

毎回取り上げているところではございますが、商工振興費約1億2,963万円ございます。その中で、企業立地奨励関係と申し上げたほうがいいのかしら、4,820万円ほどということで、商工費の37%を占めております。会社は4社というようなことでございます。この事業の中で期待するのは、企業の創出、それから工業の振興ということではございますが、この期待だけで多額の税金を投入するのは無理があるのではないかとということで、名前は出しませんが、世界に名の知れているような企業というようなことでもございます。ということの中で、過去には撤退する企業もございました。企業の進出、あるいは撤退というものに対しての歯どめというものには効果は疑問を持つものでもございます。

もちろん、進出していただくということで税金が入ってくる、そういう見込みがあるということは承知もしております。そういう中で、地元からの正社員の雇用もなか

なか確認できない中で、体力があるであろう会社への雇用制度というのはやはり予算の中を見回してもいかなものかということでございます。これは、条例、あるいは国の政策によってもなされているところでございますが、やはり以上の趣旨によって反対の討論とさせていただきます。

以上です。

議長（馬場久雄君）

次に、本案に賛成する者の発言を許しますが、討論ありませんか。6番門間浩宇君。

6番（門間浩宇君）

賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は、議案第27号 平成30年度大和町一般会計予算に対しまして、賛成の立場から討論を行います。

平成30年度当初予算は103億5,200万円で、前年度と比較しますと5億6,100万円、5.7%の増であります。主な財源としては、町税が52億6,088万円、地方交付税が5億3,428万円、国庫支出金が11億7,318万円、県支出金6億7,270万円、町債3億3,820万円と、その他の収入をもって充当し、予算編成に当たっては3年間の財政見通しを作成した上で、財政状況を職員一人一人が認識した上で、本町の重点主要事業に盛り込んだ適正予算を提案したことに賛同の意を表するものであります。

特徴としては、宮城の中核都市大和の歩みをさらに確実にし、町民の期待に応えられるように限られた財源の中で効率的な予算が編成されるところであります。

新年度の財政状況を見ますと、歳入予算の根幹であります町税につきましては、人口や居住用住宅及び賃貸用集合住宅の増加、並びに企業の設備投資等にも課税額の増加、また、徴収率の向上により一定水準は確保できているものと考えます。しかし、町税が約8億789万円の大幅な増となりましたことにより、地方交付税が7億6,172万円の減額となりました。このことは、今まで進めてきました企業誘致などの政策が実を結んだものとするものであります。

歳出は、第4次総合計画に基づく計画的な主要事業に対するものであり、子育て支援住宅整備事業、宮床児童館整備事業、高齢者福祉タクシー助成事業、もみじヶ丘歩道橋改修、総合運動公園テニスコート改修など、さらに継続事業として子育て世代等移住定住応援事業、3世代同居応援事業、あんしん子育て医療費助成事業など、本町の現状を的確に把握した施策であり、本町発展の最も大事なものと大いに期待するも

のであります。

町政の活性化と町民の福祉向上に努めている姿勢があらわれている本予算と判断いたしましたので、賛成いたすものでございます。終わります。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに討論はございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第28号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第4、議案第28号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第29号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第5、議案第29号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について

討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第30号 平成30年度大和町宮床財産区特別会計予算」

議長（馬場久雄君）

日程第6、議案第30号 平成30年度大和町宮床財産区特別会計予算について討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第31号 平成30年度大和町吉田財産区特別会計予算」

議長（馬場久雄君）

日程第7、議案第31号 平成30年度大和町吉田財産区特別会計予算について討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第32号 平成30年度大和町落合財産区特別会計予算」

議長（馬場久雄君）

日程第8、議案第32号 平成30年度大和町落合財産区特別会計予算について討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第33号 平成30年度大和町奨学事業特別会計予算」

議長（馬場久雄君）

日程第9、議案第33号 平成30年度大和町奨学事業特別会計予算について討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第34号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

議長（馬場久雄君）

日程第10、議案第34号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第35号 平成30年度大和町下水道事業特別会計予算」

議長（馬場久雄君）

日程第11、議案第35号 平成30年度大和町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第36号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

議長（馬場久雄君）

日程第12、議案第36号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計予算について討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第37号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

議長（馬場久雄君）

日程第13、議案第37号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算について討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第38号 平成30年度大和町水道事業会計予算」

議長（馬場久雄君）

日程第14、議案第38号 平成30年度大和町水道事業会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第43号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第15、議案第43号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

43号の議案関係でございます。本日提出という格好になってございます。

議案書、本日3月15日議案第43号関係及び議案43号関係の説明資料をご用意したいと思います。

議案書1ページをお開き願いたいと思います。

議案第43号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正につきましては、当町の落合地区において子育て支援住宅整備事業を行うため、市街化調整区域内における住宅建築について開発許可の権限を有します宮城県と協議した結果、都市計画法第34条第10号に基づく開発許可を得ることを目的とした地区計画決定を行うことが妥当との判断により進めておったところでございます。

昨年11月末に地区計画の広告、原案の縦覧でスタートし、本年からは県土木部長への事前照会、回答を得て、都市計画の案の公告、縦覧を行いまして、ことし2月20日ですけれども、大和町の都市計画審議会を開催し、原案どおり承認され、2月末に県への本協議を行ったところでございます。平成30年3月1日付で都市計画法に基づきます宮城県知事の同意回答がありましたことから、議案として整ったことによりまして、今回追加提案をお願いするものでございます。あわせて、都市緑地法等の一部を改正する法律により、関連法令であります建築基準法の改正があり、大和インター周辺地区における建築物の制限において、引用先であります建築基準法別表第2用途地域における建築物の制限に田園住居地域が追加となり、条項等のずれが発生したため改正をお願いするものであります。なお、制限される建築物には変更はございません。

議案43号の説明資料で説明させていただきます。

資料については、1ページが位置図、2ページについては理由書、3ページから8ページまでが法定図書の抜粋となります。9ページ以降については条例新旧対照表となっております。

1ページをお願いします。

都市計画道路大衡落合線東、大和流通工業団地南側ですけれども、落合地区計画区域で、現落合教育ふれあいセンターの敷地となります。下段には、大和インターを含むエリアが大和インター周辺地区であります。

資料2ページであります。

大和町落合地区計画の理由書であります。

本町の人口は平成2年以降増加しており、この傾向は平成35年ごろまで続くものと見込まれていますが、人口増加は吉岡南部地区やもみじヶ丘・杜の丘地区によるものであり、大和町政施行前、合併前ですけれども、旧村の宮床村、吉田村、鶴巣村、落合地区ですけれども、人口減少と少子高齢化の状況にあります。

本町では、総合計画において「便利で快適に暮らせるまちづくり」の基本計画のもと、農村集落における定住環境の充実を図ることを施策展開の方針とし、都市計画マスタープランにおいても旧村単位の中心地区を自然・田園環境と共生する地区中心部における地域定住化の促進と位置づけております。

こういった状況を鑑み、平成28年度に大和町地域定住策の中で、旧村の人口減少抑制及び人口維持を図るため、子育て世代の転入及び地元の若い世代の定住を促進するための子育て世代を支援する住宅整備等の手法検討を行いました。

落合地区においては、大和町政施行前から旧落合村の集落中心部であり、都市計画マスタープランにおいて地区中心ゾーンに位置づけられています旧落合中学校敷地内に子育て住宅等を整備することとし、既存集落の居住地等を確保するとともに、緑豊かな住環境を整備し、保全することを目的とし、既存の教育施設のある区域については、既存建築物をそのまま活用することを前提として社会文教地区とし、新たに住宅整備等を行う区域については子育て住宅地区として周辺環境と調和した良好な住環境を有する住宅地形成を図ることとし、土地利用方針を設定し、建築物の用途制限等、以下記載の関係について定め、落合地区地区計画を決定するものでございます。

資料3ページをお願いします。

都市計画の法定図書の抜粋でございます。仙塩広域都市計画区域の決定、町の決定となります。

仙塩広域都市計画地区計画（落合地区）を次のように決定するものであります。

名称については、落合地区地区計画。位置は、大和町落合相川字熊野の一部、同落合相川字長者原の一部とし、面積については約3.4ヘクタール。区域の整備、開発及び保全の方針である地区計画の目標、地区施設整備の方針、土地利用の方針、建築物等の整備方針についてそれぞれ記載しておるところでございます。

資料4ページをお願いします。

地区の区分を子育て住宅地区、社会文教地区とし、面積を子育て住宅地区が約0.4ヘクタール、社会文教地区として約0.7ヘクタール。地区施設の配置では、社会文教地区に既存遊具がある部分を公園とし、その下段には地区ごとに建築物等に関する事項を記載しております。

5ページをお願いします。

法定図書の原因で、落合地区の中心として、本地区周辺の既存集落の維持に資する公共公益機能及び居住機能を誘導するための地区計画を決定し、既存集落と調和する適正な土地利用の形成と良好な集落環境の保全を図るものであります。

6ページの計画図を参照願います。

地区計画を決定する区域については、旧落合中学校敷地、現落合教育ふれあいセンターの敷地、赤色実線で囲まれた部分となります。既存建物がある部分については社会文教地区、グレーの色の部分で、その北側に黄色で塗られている部分が子育て住宅地区とするものであります。

次に、7ページ、字界図でございます。

本地区内に含まれる字は、落合相川字、熊野及び長者原の各一部で、8ページの土地利用方針図をお願いします。

上から、黄色の部分が集合住宅、グレーの部分が社会文教施設、緑色の部分が公園となるものであります。

続きまして、9ページ、大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表であります。

最初に、落合地区の地区計画に関する部分について説明申し上げます。

9ページ別表第1（第2条関係）適応区域であります。

名称に落合地区整備計画区域を追加し、同じく区域として大和町落合相川字熊野の一部、同落合相川字長者原の一部を、別表第2（第4条、第9条、第10条関係）建築物の用途制限、建築物の敷地面積の最低制限、建築物の壁面の位置の制限関係でございます。

10ページの吉岡南第二整備計画区域の次、11ページになります。

名称として、落合地区整備計画区域を加えるものでございます。（１）の地区の名称欄については、それぞれ子育て住宅地区、社会文教地区を加え、子育て住宅地区の（２）の建築してはならない建築物欄に、次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならないものとして、アとして住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿、。イとして兼用住宅、ウとしまして地区集会所、エとしまして保育所、幼稚園を。（３）の建築物の敷地面積の最低限度欄については、良好な住環境の確保の観点から、敷地面積200平方メートルを最低とするものでございます。（４）の壁面の位置の制限ア及びイについては制限はございません。

次に、社会文教地区については、11ページから12ページにかけてであります。同じく（２）の欄に次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならないものとし、ア学校、図書館その他これらに類するもの。イ老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの。ウ診療所、病院。エ老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの。オ建築基準法施行令第130条の5の4に規定する公益上必要な建築物を加えるもの。

大変申しわけございませんが、記載が一部抜けてございます。（３）（４）の敷地面積の制限及び壁面の位置のア、イについて、今回は該当しませんので、同じように傍線を入れていただきたいと思っております。その下にアンダーラインをという格好になりますので、よろしく申し上げます。大変申しわけございません。議案本文については記載しておりますのでご確認願いたいと思っております。

引き続き、新旧対照表により説明申し上げます。

次に、別表第3（第6条関係）建築の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、容積率であります。

同じく、大和インター周辺区域の名称の下段に、落合地区整備計画区域を、（１）の欄に子育て住宅地区及び社会文教地区を追加し、（２）の欄に子育て住宅地区、社会文教地区ともに10分の20を追加するものであります。

13ページをお願いします。

別表第4（第8条関係）でございます。建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建蔽率であります。

同じく大和インター周辺区域の名称の下段に落合地区整備計画区域を、地区の名称、低層B地区下段に子育て住宅地区及び社会文教地区を追加し、両地区とも10分の7を加えるものであります。

続きまして、別表第5（第11条関係）でございます。

建築物の高さの最高限度についてであります。

吉岡南第二整備計画区域の名称の下段に落合地区整備計画区域を、地区の名称、沿道サービスD地区の下段に子育て住宅地区を加え、最高限度12メートルとするものでございます。

地区計画の用途制限等のベースについては、子育て住宅地区については第1種低層住居専用地域。社会文教地区については第1種中高層住居専用地域となっております。

次に、大和インター周辺地区について説明申し上げます。

恐れ入ります。新旧対照表9ページにお戻りください。

別表第2大和インター周辺区域の沿道サービスA地区及び10ページの沿道サービスB地区については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない部分、片仮名のセの部分について、建築基準法第48条第9号別表2（り）を建築基準法別表第2（ぬ）に。ソの部分については、建築基準法第48条第13号別表2（わ）を建築基準法別表第2（か）に改めるものであります。

同じく10ページ、流通業務地区の同じく片仮名のタの部分について、建築基準法第48条第9項別表第2（り）第3号及び第4号を建築基準法別表第2（ぬ）第3号及び第4号に改めるものでございます。

議案書2ページにお戻り願います。

附則であります。この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

それでは、1点質問させていただきたいと思います。

説明資料のほうの4ページ、この中で、建築物等の高さの最高限度12メートルということでご説明いただきましたけれども、条例上12メートルということ、10メートルでもいいのかどうかと、それから、その隣の社会文教地区のほうのところには、最高限度がないということなんですけれども、それは排除されているという部分なのか、それともこれから、例えば今後老人福祉センター等、老人ホーム等がもし仮に建った

場合に、ここに高さ制限を入れなくても大丈夫なのかどうか、その2点をちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

馬場議員の質問にお答えさせていただきます。

建築物等の高さの最高限度ということで、子育て住宅地区12メートル。10メートルでもいいんじゃないかということもあるんですけども、吉岡南第二のほうにも同じような地区計画等がございます。12メートルですと3階建てぐらいまでもある程度想定ができるということで、10メートルですと3階はちょっと厳しいのかなど。今後整備の方法、基本は2階建てということになると思うんですけども、その辺も踏まえてあの部分を10メートルにするという格好じゃなく、基本町の中でのまちづくりとして同じような考えで12メートルとしたものでございます。

あと、社会文教地区のほうの高さ制限がないのはどうしてかということですが、これについては、現在高さが今ちょっと頭には入っていないんですけども、体育館等かなり高い建物がございます。第1種中高層住居専用地域ということを前提としてございまして、高さ制限については既存の建物が不適格建築物等にならないような形ということで、ここでは設けていないという現状でございます。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 「議員の派遣について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第16、議員の派遣についてを議題とします。

会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配布いたしましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配布したとおり派遣することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

平成30年大和町議会3月定例会議を散会とし、休会いたします。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後3時53分 閉 会